

王子中学校体育館外 7 校プロパンガスの供給契約（単価基本契約）仕様書

1 業務概要

指定する小中学校体育館に設置する市所有のバルク貯槽に、ローリー車によりプロパンガスを供給し、各学校のバルク貯槽残容量が 6 割以上を確保するように配送する。

定期的にバルク貯槽などのガス供給設備の点検を行い、異常がないか確認する。これら業務にあたっては、各種法令を遵守すること。

なお、災害時は指定避難所となるため、災害時も通常どおり、ガスの供給を行うこと。

2 契約条件

（１）契約単価は積算金額計算書に記載された基本料金、燃料価格（輸入価格）、固定費とする。

（２）請求額については、CP（サウジアラムコから通達される価格）やMB（モント・ベルビューの市場相場に基づいて決定される価格）の変動により毎月変動するものとする。ただし、TTS（「円」を「外貨」に交換するレート）やCPやMBの変動により燃料価格（輸入価格）を毎月変更するものとする。なお、TTS・CP・MBが変更した場合は、請求時まで別紙 2 により内訳を通知しなければならない。

※言葉の定義は 7 入札金額計算方法 を参照。

（３）上記（１）及び（２）のほか、公告文（大分市教育委員会公告第17号）のとおりとする。

3 契約期間

各学校の体育館空調設備運転開始日から令和 9 年 3 月 31 日までの間

※ 1 契約期間満了日の 3 か月前までに当事者の一方から書面による別段の意思表示がない場合は、本契約は自動的に 1 年間延長されるものとし、以降も同様とする。

ただし、中学校にある体育館に関しては最長で令和 13 年 3 月 31 日、小学校にある体育館に関しては最長で令和 14 年 3 月 31 日までとする。

※ 2 具体的な供給開始日については、学校施設課と協議すること。

4 対象施設と予定数量（m³）

運転開始予定	学校名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
8月末	王子中学校	0	0	830	1550	2135	1123	0	0	387	632	480	340	7477
9月末	城南小学校	0	0	422	788	1085	571	0	0	189	308	234	166	3763
12月末	植田小学校	0	0	395	737	1015	534	0	0	175	287	218	154	3515
12月末	野津原中学校	0	0	354	661	910	479	0	0	172	281	214	151	3222
3月末	豊府小学校	0	0	422	788	1085	571	0	0	189	308	234	166	3763
3月末	植田東中学校	0	0	483	902	1243	654	0	0	212	346	263	186	4289
3月末	判田小学校	0	0	422	788	1085	571	0	0	189	308	234	166	3763
3月末	判田中学校	0	0	456	851	1173	617	0	0	198	324	246	174	4039

※供給を約束する保証数量ではありません。運転開始予定は前後する場合があります。

5 バルク貯槽の維持管理業務について

DBO 方式にて、株式会社ツインデックがバルク等の維持管理業務を担うこととなっており、以下業務については、株式会社ツインデックより落札業者へ料金が支払われることとなるため、入札金額には含めないこと。また、これらの業務にあたっては、株式会社ツインデックと調整を図ること。

(1) 株式会社ツインデックから料金が支払われる維持管理業務

- ①バルク貯槽付属の安全弁の交換（5年に1回）
- ②バルク貯槽付属のガス漏れ警報器の交換（3年に1回）
- ③小学校体育館のバルク貯槽付属の調整器の交換（7年に1回）
- ④自主点検（1年に1回）

6 対象施設のバルク貯槽数量

運転開始予定	学校名	防災拠点	バルク貯槽の台数		
			「バルク貯槽980kg 縦型」 ITO株式会社 KT-980T	「バルク貯槽980kg 縦型」 ITO株式会社 KT-980T	「バルク貯槽985kg 縦型」 富士工器
			980kg災害用 (縦型)	980kg一般型 (縦型)	985kg一般型 (縦型)
令和7年8月末	王子中学校	★	1	1	
令和7年9月末	城南小学校				1
令和7年12月末	植田小学校	★	1	1	
	野津原中学校	★	1	1	
令和8年3月末	豊府小学校	★	1	1	
	植田東中学校	★	1	1	
	判田小学校				1
	判田中学校	★	1	1	
	合計		6	6	2

※運転開始予定は前後する場合があります。

7 入札金額計算方法

入札金額は、基本料金と従量料金からなる。

基本料金に含まれる維持管理業務等は、以下のとおりである。

- (1) 法定点検調査
 - ①供給開始時点検調査
 - ②月1回点検
 - ③3月1回点検
 - ④6月1回点検
 - ⑤2年1回点検調査
 - ⑥4年1回点検調査
- (2) ガスメーター(10号)機器設置(7年交換期限)
- (3) ガスメーター検針
- (4) 集中監視通信料
- (5) 防災対策費
- (6) 賠償責任保険料

基本料金は、消費税込の金額を記載すること。

従量料金は以下のとおりである。

燃料価格等の算出に当たっては、令和7年4月使用分の請求単価を適用すること。料金は、以下の計算により算出するものとする。

$$A = \frac{\{TTS \text{前月月額} \times (\text{合成}CP) + \text{中東フレート}\} \times 70\% \div 1,000}{}$$

$$B = \frac{\{TTS \text{前月月額} \times (MB) + \text{北米フレート}\} \times 30\% \div 1,000}{}$$

$$\text{燃料価格(輸入価格)} = A + B$$

$$\text{従量料金} = (\text{燃料価格} \times 1.1 + \text{固定費} \times 1.1) \times 2.074 \text{ (kg} \rightarrow \text{m}^3 \text{換算)}$$

AとBに使用している用語について、以下のとおりである。

TTS : 「円」を「外貨」に交換する為替レート(前月の月末平均価格)

CP : サウジアラムコから通告される価格

合成CP : (前月CP + 当月CP) / 2

中東フレート : LPガス輸入に伴う海上輸送コスト(中東からの船賃)

MB : モント・ベルビューの市場相場に基づいて決定される価格

北米フレート : LPガス輸入に伴う海上輸送コスト(北米からの船賃)

固定費 : 配送費等経費

定数(2.074) : kg→m³に単位を変える場合に乘じる数

※1 基本料金と固定費(配送費等経費)は契約において決められた不変動価格である。

※2 基本料金と固定費(配送費等経費)には、市所有のバルク貯槽及びバルク貯槽の附属機器の修繕費は含めないこと。

※3 三部料金制(基本料金、従量料金、設備料金)のうち、設備料金は0円である。

8 入札書の記載要領

記載要領は以下のとおりとする。

- ① 積算金額計算書の基本料金（A）、燃料価格（輸入価格）、固定費について
消費税込みの金額（小数点第2位未満切り捨て）で記載すること。

例 (基本料金の税抜金額) (消費税を加算した単価)

1, 8 1 9 円	→	2, 0 0 0 円 9 0
	↓	
		2, 0 0 0 円 9 0 銭とします (小数点第 2 位未満切り捨て)

(燃料価格の税抜金額)		(消費税を加算した単価)
１０１．２９円	→	１１１円４１９
	↓	
		１１１円４１銭とします（小数点第２位未満切り捨て）

(固定費の税抜金額)		(消費税を加算した単価)
82円	→	90円20
	↓	
90円20銭とします(小数点第2位未満切り捨て)		

- ② 施設毎見込金額合計について

小数点以下を切り捨てた金額で記載すること。

全ての施設の合計金額については、1円未満を切り捨てた金額の合計とすること。

- ③ 積算金額（円）について

合計（税込）金額に110分の100を乗じて得た額（1円未満切り上げ）を記載すること。入札書には、積算金額（円）の金額を記載すること。

- ④ 支払合計額について

後日、契約をして実際に代金を支払うときは、

$$\begin{array}{rcll} \text{月間基本料金（消費税込）} & + & \text{月間従量料金（消費税込）} & = \text{支払合計額} \\ 2000.90 & + & (111.41 + 90.20) \times 2.074 \times 289 \text{（月} & \\ \text{間使用量の例）} & = & 122,843.11 & \\ & \downarrow & & \\ & & 122,843 \text{円とすること。（円未満切り捨て）} & \end{array}$$

請求書と併せて請求書添付文書も提出すること。

9 注意事項

(1) 下記①～③の許可を取得していること。また、落札後は、以下の許可証等の写しを提出すること。

①「液化石油ガス販売事業登録証」

②「液化石油ガス保安機関認定証」

③「充てん設備の許可証」

※充てん設備を設置していない事業者においては、充てんをする事業者の許可証

④ローリー車の「自動車検査証」

※協同組合員が所有する場合は、証明できる書類の写し等

(2) 協同組合等及びその構成員は、同一入札に参加しないこと。協同組合等及びその構成員が同一入札に参加した場合は、無効とする。

(3) この仕様書に定めのない事項については、別途、協議の上決定する。